

## 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

職員給与の改定に伴い、期末手当の支給割合の改定を行うため滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 平成22年12月期以降の期末手当について、12月期の支給割合を100分の150に引き下げることにします。(条例第1条の規定による改正後の第2条関係)
- (2) 平成23年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の140に引き下げ、12月期の支給割合を100分の155に引き上げることにします。(条例第2条の規定による改正後の第2条関係)
- (3) この条例は、平成22年12月1日から施行することとします。ただし、(2)の改正は、平成23年4月1日から施行することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 &lt;略&gt; （知事等の給与）</p> <p>第2条 前条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p> <p>2 給料月額は、別表1による。</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第4号、第4号の2、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 &lt;略&gt;</p>	<p>第1条 &lt;略&gt; （知事等の給与）</p> <p>第2条 前条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p> <p>2 給料月額は、別表1による。</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第4号、第4号の2、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 &lt;略&gt;</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 &lt;略&gt; （知事等の給与）</p> <p>第2条 前条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p> <p>2 給料月額は、別表1による。</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第4号、第4号の2、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 &lt;略&gt;</p>	<p>第1条 &lt;略&gt; （知事等の給与）</p> <p>第2条 前条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。</p> <p>2 給料月額は、別表1による。</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第4号、第4号の2、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 &lt;略&gt;</p>